

工事（業務）費内訳書の提出について （電子入札及び紙入札共通）

平成26年6月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）により、公共工事の入札に参加する建設業者には、入札時に入札金額の内訳を記載した書類（内訳書）を提出することが義務付けられており、小諸市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札においても、入札時に内訳書を提出していただいております。

内訳書の様式につきましては、小諸市が指定する様式を使用するものとして案件ごとに提示しておりましたが、令和3年11月29日公告分の案件より**任意の様式による提出を認めることといたします。**

内訳書提出時の注意事項等につきましては、下記をご参照ください。

1. 対象工事等

入札に付す全ての建設工事及び建設コンサルタント等の業務を対象とします。ただし、指名競争入札等において、1回目の開札後直ちに行われる再度入札を除きます。

2. 内訳書の記載内容について

内訳書には下記の事項を記載してください。

- ① 提出日、発注者名を記載してください。
- ② 入札公告又は指名通知に記載されている工事（業務）名及び工事（業務）箇所名を正確に記載してください。
- ③ 内訳書を提出した業者の住所、商号又は名称及び代表者名を記載し、社印を押印してください。ただし、電子入札システムにより提出する場合、押印は不要です。
- ④ 工事工種体系ツリーにおける工種（レベル2）までの各項目に係る積算金額を記載し、合計金額を記載してください。なお、1万円未満の端数を切り捨てる場合を除き、内訳書の合計金額と入札金額は同額となるようにしてください。

※工種以下（種別（レベル3）以下）の項目に係る金額が記載されていても問題ありません。

3. 内訳書の不備等による入札書の無効について

内訳書の提出において、下記に該当する場合は入札書を無効とします。

- ① 内訳書の提出がない場合。
- ② 工事（業務）名、工事（業務）箇所名が入札公告又は指名通知の記載と異なる、

又は未記載の内訳書を提出した場合。

※特に工事（業務）箇所名については、台帳管理等の都合上、入札公告又は指名通知と金抜設計書の記載が異なる場合がありますので十分ご注意ください（市道番号の有無、区名の有無等）。

- ③ 提出日、発注者名、提出した業者の商号又は名称、代表者名等が未記載の場合等、不備のある内訳書を提出した場合。
- ④ 入札書提出期間外の日付が記載された内訳書を提出した場合。
- ⑤ 内訳書に記載された金額と入札金額が一致しない場合。ただし、1万円未満の端数を切り捨てた場合を除く。

4. 入札後の内訳書の取扱いについて

入札関係書類（公文書扱い）として保管します。工事（業務）竣工後、小諸市情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。

5. その他の注意事項

- ① 一度提出された内訳書については、記載内容の訂正、別の内訳書との交換又は引き戻し等を行うことはできません。
- ② 提出された内訳書の記載内容について、担当部署から詳細な内訳の提出や説明を求める場合があります。